

事 務 連 絡
令 和 7 年 3 月 11 日

事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者に
サービス提供している訪問介護事業所 管理者 様

三重県医療保健部長寿介護課長

訪問介護事業所における同一敷地内建物等減算にかかる計算書の提出について

平素より、本県の介護保険行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

指定訪問介護事業所においては、事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下、「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者にサービス提供した場合は、訪問介護費が減算されます。

12%減算については、指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合に適用され、令和6年度後期の判定期間は10月1日から2月28日、減算適用期間は令和7年4月1日から9月30日までとなっています。

つきましては、該当する事業所においては、ホームページをご確認のうえ、必要書類のご提出をお願いいたします。

- 1 提出書類：同一建物減算に係る計算書（別紙10）
※体制事項に変更がある場合は、別途、体制届を提出してください。
- 2 提出期限：令和7年4月15日（火）
- 3 計算書の提出先：<https://logofom.jp/form/8vMX/931815>

<訪問介護>同一建物減算について（長寿介護課HP）

URL：https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/85613023007_00004.htm

体制届（長寿介護課HP）

URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/85456022998.htm>

事務担当

長寿介護課

居宅サービス・介護人材班

TEL:059-224-2262

電子メール：chojus@pref.mie.lg.jp